

高等専門学校機関別認証評価申請手続きについて

平成31年度に機構の評価を希望する場合は、「高等専門学校機関別認証評価申請要項」に基づいて申請手続きを行っていただくことになります。

この要項は、申請書様式も含め、各高等専門学校に通知するとともに、機構のウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) に公開しています。

1. 申請手続きの流れ

平成30年 9月 申請

- ・評価を希望する高等専門学校は、機構の定める申請書を機構に提出してください。
- ・申請の期間は、平成30年9月末までを予定しています。

平成30年10月 申請受理通知の送付

- ・機構は、各高等専門学校からの申請受付後、申請高等専門学校に対し申請受理通知を送付します。

平成31年 4月 評価手数料の請求

- ・機構は、評価手数料の請求書を評価対象高等専門学校若しくはその設置者に対し送付します。

平成31年 6月末 評価手数料の支払

自己評価書の提出

- ・評価対象高等専門学校は、平成30年6月末までに自己評価書及び根拠資料等を提出するとともに、機構指定の銀行口座に評価手数料を振り込んでください。

平成31年 7月 評価の着手

- ・機構は、自己評価書の提出及び評価手数料の支払確認後、評価に着手します。

平成32年 3月 評価の完了

- ・機構は、評価報告書を評価対象高等専門学校及びその設置者に対し送付します。併せて、文部科学大臣に報告し、社会に公表します。

※ 上記の申請手続き等については、時期、内容等について若干の変更があり得ます。

(裏面へ続く)

2. その他留意事項

(1) 申請の資格

平成31年3月31日現在において、高等専門学校としての学年進行を終了し、完成年度を迎えている高等専門学校とします。

(2) 評価手数料

基本費用	2,462,400円
1学級当たり※	302,400円

※ 1学級当たりは40人とし、学級数の算出に当たっては評価を受ける年度の準学士課程の1年次の入学定員を40で除した数（小数点以下切り捨て）とします。

※ 改組・転換等に伴い教育内容に大幅な変更が生じた場合の評価手数料の算出に当たり1学級当たりの算出によることが適当でないと判断される場合には、当該高等専門学校と当機構が協議の上決定することができます。

※ 平成23年度から平成29年度までの間で最後に評価を受けた年度における学科の構成に基づき1学科当たりによる算出方法により算出された評価手数料の額（以下「学科算出手数料」という。）が、1学級当たりにより算出された評価手数料の額を下回る場合には、学科算出手数料を当該高等専門学校の評価手数料の額とします。

※ 専攻科の費用については、上記評価手数料の中に含まれます。

※ 選択的評価事項については、評価手数料を徴収しません。